

議第 48 号

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例について

下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり定める。

令和 4 年 3 月 10 日提出

下呂市長 山 内 登

提 案 理 由

下呂市立下呂小学校と下呂市立中原小学校を統合するため、当該条例の一部を改正するもの。

## 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例

下呂市立小中学校の設置等に関する条例（平成16年下呂市条例第156号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前																																			
<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">小学校の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下呂市立萩原小学校の項～下呂市立上原小学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下呂市立金山小学校の項・下呂市立馬瀬小学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市立萩原小学校の項～下呂市立上原小学校の項（略）		下呂市立金山小学校の項・下呂市立馬瀬小学校の項（略）		<p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">小学校の名称及び位置</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">名称</th> <th style="width: 75%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">下呂市立萩原小学校の項～下呂市立上原小学校の項（略）</td> </tr> <tr> <td>下呂市立中原小学校</td> <td>下呂市焼石3552番地1</td> </tr> <tr> <td colspan="2">下呂市立金山小学校の項・下呂市立馬瀬小学校の項（略）</td> </tr> </tbody> </table>	名称	位置	下呂市立萩原小学校の項～下呂市立上原小学校の項（略）		下呂市立中原小学校	下呂市焼石3552番地1	下呂市立金山小学校の項・下呂市立馬瀬小学校の項（略）																						
名称	位置																																			
下呂市立萩原小学校の項～下呂市立上原小学校の項（略）																																				
下呂市立金山小学校の項・下呂市立馬瀬小学校の項（略）																																				
名称	位置																																			
下呂市立萩原小学校の項～下呂市立上原小学校の項（略）																																				
下呂市立中原小学校	下呂市焼石3552番地1																																			
下呂市立金山小学校の項・下呂市立馬瀬小学校の項（略）																																				
<p>別表第3（第3条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">施設使用料（1時間）</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">照明使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">市外在住者</th> <th style="width: 10%;">市内在住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td>照明料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">萩原小学校の部～上原小学校の部（略）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	市外在住者	市内在住者	施設名			照明料	萩原小学校の部～上原小学校の部（略）				<p>別表第3（第3条関係）</p> <p>1 使用料</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 20%;">区分</th> <th colspan="2" style="width: 20%;">施設使用料（1時間）</th> <th rowspan="2" style="width: 20%;">照明使用料</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;">市外在住者</th> <th style="width: 10%;">市内在住者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>施設名</td> <td></td> <td></td> <td>照明料</td> </tr> <tr> <td colspan="4">萩原小学校の部～上原小学校の部（略）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">中原小学校</td> <td>屋内運動場</td> <td style="text-align: center;">150円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> <tr> <td>屋外運動場</td> <td style="text-align: center;">150円</td> <td style="text-align: center;">100円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	施設使用料（1時間）		照明使用料	市外在住者	市内在住者	施設名			照明料	萩原小学校の部～上原小学校の部（略）				中原小学校	屋内運動場	150円	100円	屋外運動場	150円	100円
区分		施設使用料（1時間）			照明使用料																															
	市外在住者	市内在住者																																		
施設名			照明料																																	
萩原小学校の部～上原小学校の部（略）																																				
区分	施設使用料（1時間）		照明使用料																																	
	市外在住者	市内在住者																																		
施設名			照明料																																	
萩原小学校の部～上原小学校の部（略）																																				
中原小学校	屋内運動場	150円	100円																																	
	屋外運動場	150円	100円																																	

改正後		改正前				
			場			
下呂中学校の部～馬瀬小学校の部 (略)		下呂中学校の部～馬瀬小学校の部 (略)				
備考 (略)		備考 (略)				

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

## 【参考資料】

# 下呂市立小中学校の設置等に関する条例の一部を改正する 条例要綱

### 1. 改正理由

下呂市立下呂小学校と下呂市立中原小学校を統合するため、当該条例の一部を改正するものです。

### 2. 概要

(1) 小学校の名称及び位置から、下呂市立中原小学校を削ります。

(別表第1関係)

(2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第225条の規定に基づく、学校を学校教育の目的以外の目的に使用する場合の施設から、下呂市立中原小学校を削ります。

(別表第3関係)

(3) この条例は、令和5年4月1日から施行します。

(附則関係)